

3. 審議事項

(1) 個別占用案件の審議【審議資料1】

【許可更新】

- ① 猪名川緑地（池田市）
- ② 伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）
- ③ 尼崎市農業公園（尼崎市）

個別占用案件のカルテ（許可更新）

① 猪名川緑地（池田市）

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50m～10.2k+50m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真		
現在の 利用形態	児童遊園地 1 箇所、少年野球場 2 箇所、一般野球場 3 箇所、ソフトボール場 3 箇所、 サッカー場 1 箇所、多目的広場 2 箇所、芝生自由広場 1 箇所 便所 6 基、ベンチ 9 0 脚、階段 9 箇所、管理施設 1 式、広域避難地看板 2 基、道路反射鏡 1 基				
占用面積	1 3 0 , 3 2 9 . 7 8 m ²		付帯施設 等	移動式便所、サッカーゴール、ダッグアウト、バックネット、フェールポール、ベンチ、遊具施設	
許可の 経緯	<当初許可> 昭和 4 1 年 3 月 3 1 日 <前回更新許可> 平成 2 9 年 5 月 1 0 日 <許可期限> 令和 4 年 3 月 3 1 日		利用者数 ・ 団体数	平成 2 8 年度 1 2 5 , 6 4 4 人 平成 2 9 年度 1 1 7 , 6 7 8 人 平成 3 0 年度 6 3 , 4 7 6 人 令和 元年度 1 0 8 , 7 3 4 人 令和 2 年度 9 7 , 8 5 1 人	
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ <u>堤外地</u>				
周辺の 土地利用の 状況	・ 堤外地においては、河川側は占用区域との間に河川敷内通路があるが雑草が茂った状態となっており、上流側・下流側ともに草むらと河川敷内通路が続いている。 ・ 右岸側の堤外地には、川西市が管理する都市公園東久代公園が隣接している。 ・ 隣接する堤内地は、上流側は第 1 種中高層住居専用地域、中央は工業地域・準工業地域、下流側は第 1 種住居地域・第 2 種住居地域及び第 1 種中高層住居専用地域となっている、民家の他ダイハツ工業の池田工場やゴミ焼却場、阪神高速道路等が隣接している。				
関連諸計画 における占 用地の位置 付け	北部大阪都市計画緑地第 2 0 4 - 2 号猪名川緑地 公園種別：運動公園 当初計画決定年：昭和 4 4 年 計画区域面積：2 5 . 6 ha 池田市地域防災計画：広域避難地 池田市総合計画：猪名川緑地は緑と清流に囲まれた運動公園として、河川敷の自然環境に配慮した整備・充実に努める。				
その他 特記事項	・ 市街地における交通量の増加及び住宅の密集化等が急速に進んだ事により、自然環境に恵まれた憩いの場の設置を要望する声が高まった事を受け、昭和 4 1 年 3 月当該地に市民野球場として整備した。 ・ 昭和 4 4 年以降、市民の健全なレクリエーションの場とすべく、都市計画緑地として継続的に事業を進め、現在、都市計画緑地計画区域 2 5 . 6 ha の内 2 3 . 6 ha を開設し、野球場・ソフトボール場・サッカー場・多目的広場等を設置し、市民の体力向上とスポーツ振興と憩いの場として市民の利用の用に供している。 ・ 近年の冠水実績として、平成 3 0 年 7 月 5 日～ 6 日にかけて発生した豪雨の影響により、広範囲に冠水し、災害復旧事業により施設復旧を実施している。				

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50m～10.2k+50m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) ・類似する施設として、五月山体育館（北東約1.8km）や夫婦池テニスコート（東約1.5km）を設置しているが、猪名川緑地と同様に屋外スポーツを行える施設は土地の確保が困難であり、設置は難しい。		
	(必要性) ・許可を受けた当初と変わらず、現在も市民の健全なレクリエーションの場、青少年のスポーツ活動の場としてのニーズが非常に高い。 ・総合計画や池田市地域防災計画の中でも、市街地の貴重なオープンスペースとして、緑と清流に囲まれた運動公園、災害時の広域避難地として位置付けており、恒久的な占用を行っていきたいと考える。		
管理状況	(施設管理) ・指定管理者として（一財）池田みどりスポーツ財団を指定。（指定期間：令和2年度から5か年） ・公園管理事務所に職員が常駐し運動施設及び利用者の管理を行っている。 ・運動施設の利用方法は池田市都市公園運動施設条例及び施行規則に定めている。 ・利用者に対しては使用許可の際に「利用の手引き」により利用上の注意を行うとともに、巡回パトロールを行い、違反者に対して注意・指導を行っている。		
	(不法占用) ・不法占用は発生していない		
	(維持管理計画) ・植栽管理計画に基づき公園内の除草を行っている他、堤防等の管理区域内の除草作業を年8回実施している。公園内の施設点検については週2回実施している。 ・大雨や台風等により、平常時より大幅な水位上昇の恐れがある場合には、猪名川洪水時等における施設撤去訓練等要領に基づき、速やかに施設撤去を行っている。		
利用状況	(利用者・利用ルール) ・池田市教育委員会が認める社会体育団体は年間を通して大会等の利用調整を行っている。 ・スポーツ施設情報システム（名称「オーパス」）により利用予約・抽選を行い、一般利用について公平性を確保している。（前月1～11日予約期間、12日抽選、13～19日利用申請期間、20日以降随時先着受付）		
	(駐車場) ・堤内地において、隣接する阪神高速道路の高架下に収容台数105台の駐車場を設置している。		
前回審議の 意見	別紙のとおり		前回審議 意見の対応 別紙のとおり

環境保全に向けて申請者の取り組み	(環境への配慮) ・ごみ持ち帰りのルールを定め、SDGs への取り組みの一環として、河川敷内のごみ箱を撤去し、啓発看板を設置するなど利用者へごみの持ち帰りを促進している。 ・指定管理者が週 2 回（月・金）河川敷内の清掃を行っている。 ・グラウンド等の除草を行う際は、グラウンド外については除草回数を減らし、自然環境に対し、配慮している。 (環境意識の啓発) ・自然観察インストラクターがわかりやすく解説する観察会を年 2 回実施し、環境意識の啓発を図っている。
安全への配慮	・河川冠水時対策として、工作物の点検整備と施設撤去訓練を年 1 回実施している。

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50m～10.2k+50m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占有内容			変更後の占有内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所の範囲図		管理体制		
占有内容変更による河川環境への影響				
占有内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50m～10.2k+50m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・ 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまり・湛水域などの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 ・ 植生は、河岸の水際部でツルヨシ群集やジャヤナギーアカメヤナギ群集、セイタカヨシ群落が発達している。植物の重要種は、カワデシヤ、ミコシガヤ、ノコンギクが確認されている。 ・ 鳥類は、ツルヨシ群落やセイタカヨシなどの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カイツブリ・コサギ・オオバン・カワセミ・ササゴイ・コサギ・ヒバリ・ハクセキレイ・オオヨシキリ・セッカが確認されている。 ・ 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際では、ニホンイシガメ・ウシガエル・ヌートリア・イタチ属、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巢)・トノサマガエルが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミ・ニホンイシガメ・ニホンスッポンが確認されている。 ・ 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、流れのある環境ではカマツカ・アユ・アブラハヤの個体数が多い。湛水域ではドジョウ・ギギ・ナマズ・ミナメダカ・タモロコ等が確認されている。重要種は、アユ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナメダカ・ドンコ・ウキゴリ・スジシマドジョウ・シマドジョウ・ミナメダカ・ニホンウナギが確認されている。 ・ 底生動物は、ヌマエビ属・オオシマトビケラなどの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・キイロサナエ・アオサナエ・コオイムシ・ヨコミゾドロムシ・ヒラマキムズマイマイが確認されている。 ・ 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではコフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシ・セスジイトトンボ・アキアカネ・ムスジイトトンボが確認されている。
自然環境上重要な場所		・ 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・ツルヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・セッカ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 ・ 湛水域では、ミナメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 ・ 水際の攪乱を受けるような場所はカワデシヤ(植物)・ミコシガヤ(植物)の生育環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	・ 水域までの距離：約10～80m ・ 水際際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした大型抽水植物帯やオギ・セイタカヨシを中心とした湿性植物帯から成る。 ・ 当該占用地から水際のまでは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられるほか、ヤナギ類などの低木も散在する。
	水面との 高低差	約 2～3m

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50m～10.2k+50m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50m～10.2k+50m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



上流端付近(北多目的広場)の状況



中間付近(野球場)の状況



下流端付近(南多目的広場)の状況



花壇(大)の状況



利用ルールの看板



環境啓発の看板

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50m～10.2k+50m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

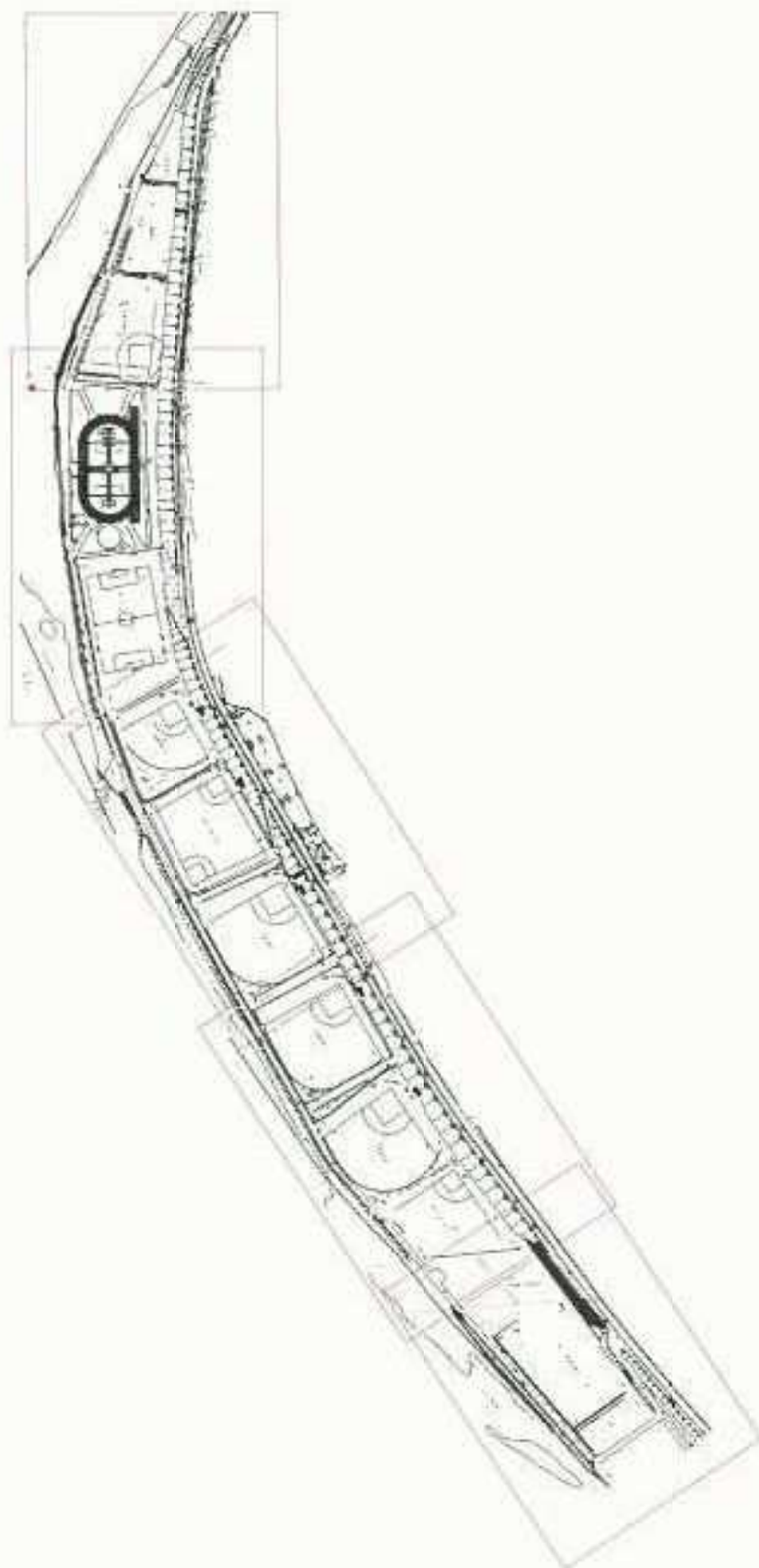
(委員会事務局作成)



天端付近の踏み荒らしの状況 (9.6k+100m 付近)

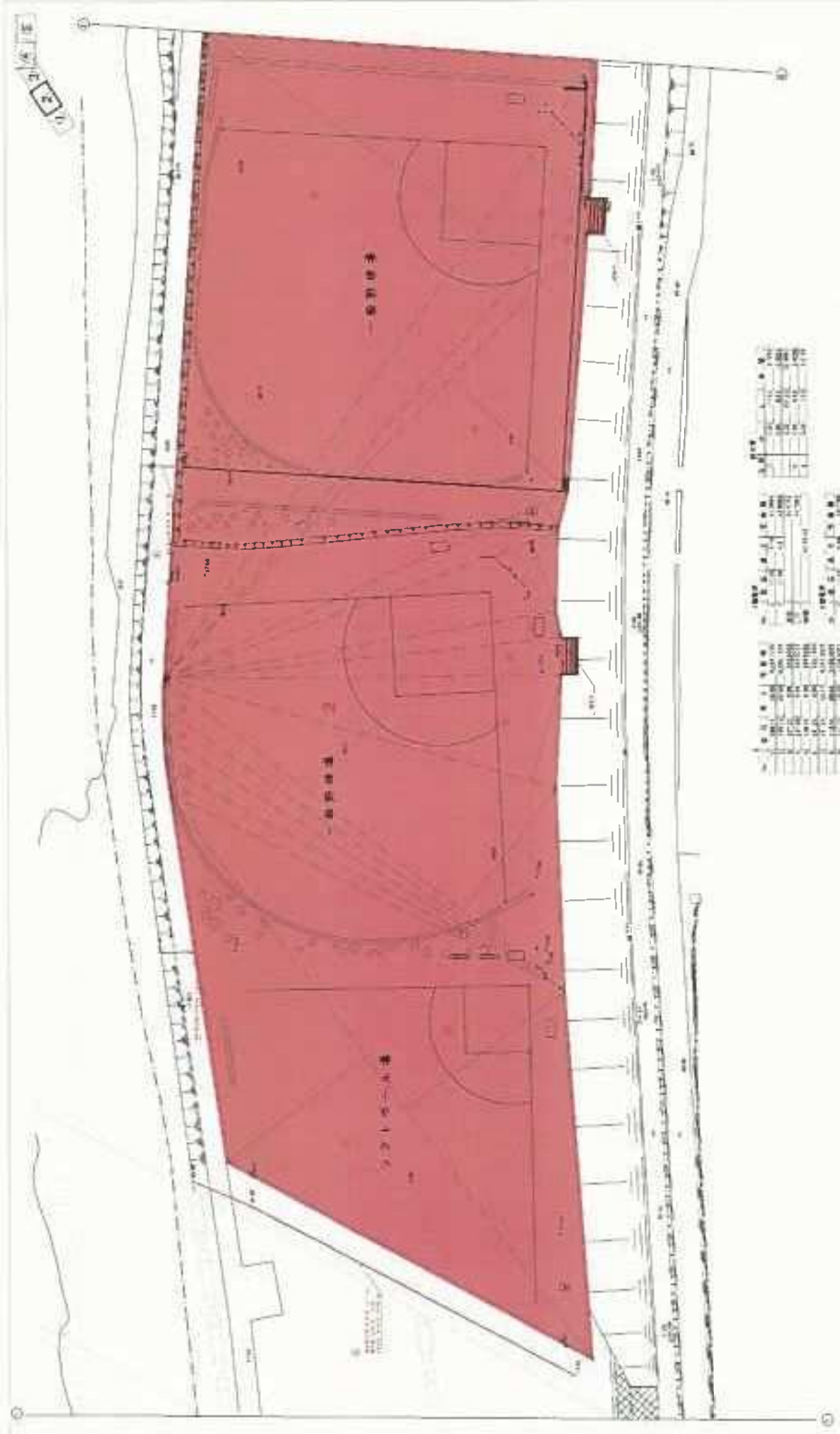


観覧席周辺の踏み荒らしの状況 (9.4k 付近)



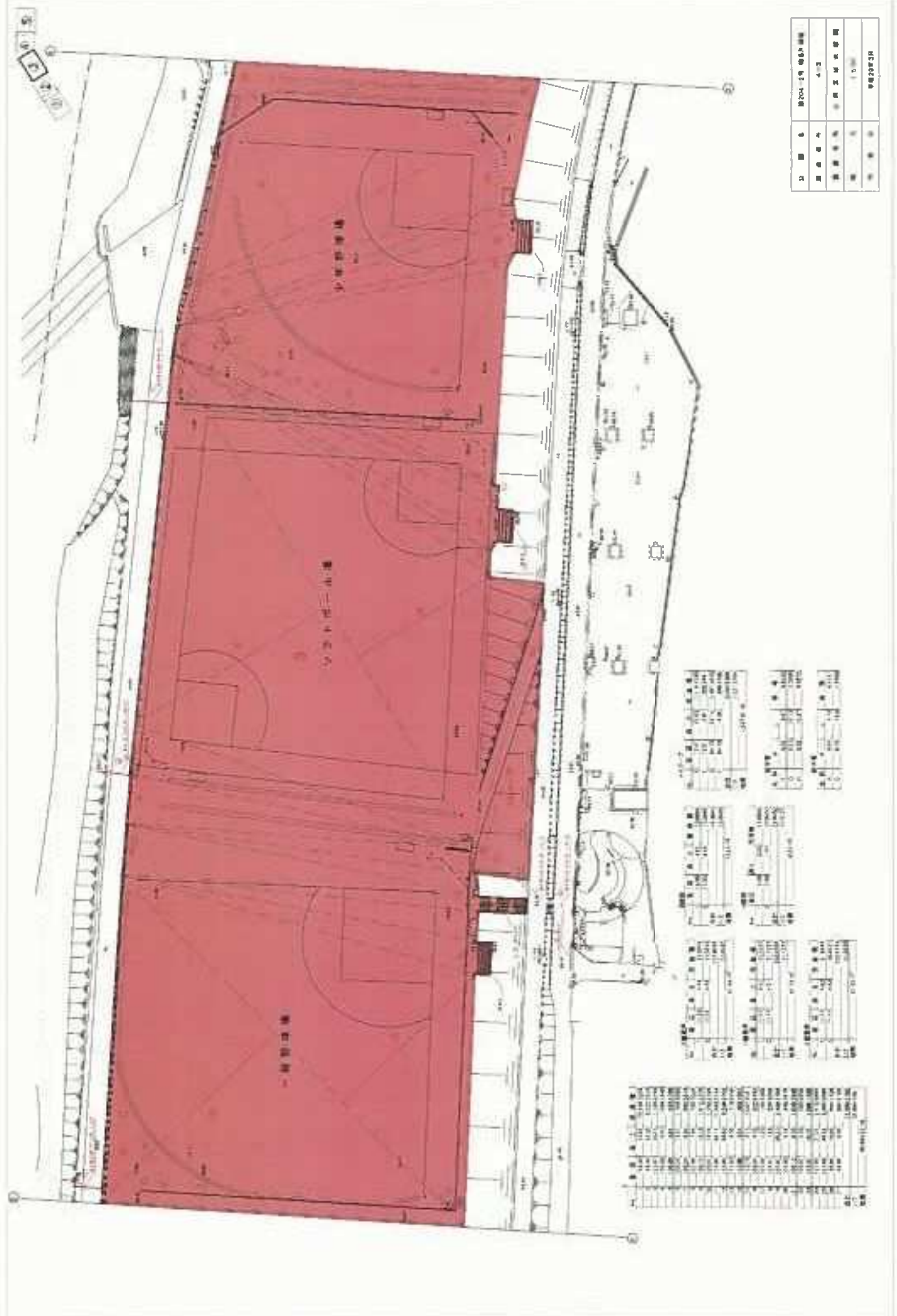
1	图 名	图例	比例	备注
2	图 名	图例	比例	备注
3	图 名	图例	比例	备注
4	图 名	图例	比例	备注
5	图 名	图例	比例	备注
6	图 名	图例	比例	备注
7	图 名	图例	比例	备注
8	图 名	图例	比例	备注
9	图 名	图例	比例	备注
10	图 名	图例	比例	备注

[illegible]



项目	单位	数量
第一篮球场	个	1
第二篮球场	个	1
第三篮球场	个	1
合计		3

项目名称	2024-2025年度
项目编号	4-1-2
编制单位	市规划设计院
编制人	王XX
审核人	张XX
编制日期	2024年12月



河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	アレチウリ等の外来種についても適宜除去している。	○	外来種の除去に取り組んでいる。	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	南多目的広場及びグラウンド外野部分の草地で確保されている。	△	グラウンドの外野部分の草地等で一部確保されている。	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない ー: 該当する工作物がない	○	グラウンド舗装は土舗装により対応している。	○	土舗装となっている。	
	環境保全への啓発 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	南多目的広場に啓発看板を設置している。	○	啓発看板を設置している。	
環境意識の啓発 B	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	自然観察会を毎年実施している。	○	自然観察会が年2回実施されている。	

河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	△	猪名川と管理用通路を挟んで隣接している。	△	猪名川に隣接しているが、川とのふれあいは配慮されていない。	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	指定管理者から毎月、利用状況の報告により把握している。	○	利用者数の把握はされている。	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	SDGsへの取組みの一環として、ごみ箱を撤去のうえ、ごみ持ち帰りのルールを定めている。また、單車乗り入れや火気使用等の禁止事項を定めている。	○	利用者ルールが定められている。	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	啓発看板(ゴミ持ち帰り)や、利用の手引きの配布により利用者へ明示している。	○	看板設置等により利用者に明示している。	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	予約抽選システムを活用している。	○	予約抽選システムにより公平性が確保されている。	
駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 ―:駐車場はない	―	区域外に専用駐車場を設置し管理している。	―	河川区域内には駐車場はない。	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 ―:設置の要望や計画がない	―		―	設置計画はない。	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	指定管理業務仕様書に基づき、指定管理者職員が常駐し、管理している。	○	指定管理者が指定され、常駐して管理されている。	
		施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	指定管理者により管理計画の書類が提出され、審査している。また、修繕を要する箇所が生じれば、指定管理者により速やかに改善を行う。	○	除草や清掃、修繕等適切な管理計画がたてられている。	
	不法占用 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占用の実態がある	○	指定管理者の職員により巡視を行っている。	○	適正に管理されている。	

取組状況報告書 猪名川緑地（池田市） 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H28年度第2回)	中間報告時の市の回答 (R1年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	今後、施設を設置する際は自然や河川利用に配慮した工法を検討すること。	新たに構造物の設置は行っていないが、設置する場合は自然や河川利用に配慮した工法を検討する。	新たに構造物の設置は行っておりませんが、設置する場合は自然や河川利用に配慮した工法を検討いたします。		
2	花壇を野生群落再生の場所として活用すること。	現在も両者（「ダイハツ工業株式会社」と「大阪府立園芸高校」）が花壇の利活用を行っており、本市の都市緑化植物園と協働し、花壇管理に努めております。	大きい花壇については、これまで「ビオガーデン」として活用しておりますが、管理の都合上、廃止に向け、関係団体と調整しております。廃止後については、新たに野生群落再生の場所として、活用していきます。また、小さい花壇については、官民連携のもと、秋の七草の植栽を計画しております。		
3	南多目的広場の跡地について、引き続き自然に配慮した利用を検討すること。	現在も自然広場として利用者に開放しております。	現在も自然広場として利用者に開放しております。		
4	施設利用者が低水敷を運動グラウンドとして使用することのないよう、配慮していただきたい。	出初め式等に伴う草刈りは最小限の範囲で行っており、指定管理者の職員により、巡視も行っております。	低水敷について、運動グラウンドとして使用している事例はございません。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (R11年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	南多目的広場は、チガヤ、オギ等自然の植生が成立するような管理を目指されたい。	猪名川の環境を再生するためのプロジェクトとして、「いなプロ」を発足させ、関係団体と協議を図りながら、川らしい植生の回復にむけ、管理に努めております。 なお、令和4年度には、外来種の駆除を図りながら、オギの種まきの実施等を計画しております。		
2	花壇を野生群落の再生の場として活用することを促進されたい。	大きい花壇については、これまで「ビオガーデン」として活用しておりますが、管理の都合上、廃止に向け、関係団体と調整しております。廃止後については、新たに野生群落再生の場所として、活用していきます。 また、小さい花壇については、官民連携のもと、秋の七草の植栽を計画しております。		
3	排水路の管理においても掘削土などを放棄せずに、適切に処理されたい。	排水路の掘削土については、適切に処理しております。		

4	堤防天端等の踏み荒らしの発生についても適切に管理されたい。	原因把握のため利用実態を調査中ですが、公園利用者による観戦が原因の一因と考えられるため、今後は草刈りの実施回数の見直しや、必要に応じて植栽を行うことにより、適切に管理してまいります。		
5	グラウンド以外の草地についても、できるだけ川らしい植生となるよう配慮されたい。	占用区域内のグラウンド以外の草地については、外来種の駆除に取り組み、猪名川らしい植生となるよう配慮しております。 また、今後は河川レンジャーや「いなプロ」等の関係団体と調整を図り、保全活動に取り組んでまいります。		

個別占用案件のカルテ（許可更新）

② 伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真	 下流側からの全景  上流側からの全景
現在の 利用形態	テニスコート 2面			
占用面積	2, 315. 00㎡		付帯施設 等	ネットポスト2組、防球ネットポスト10組、ベンチ 2脚、道具箱1台、ローラー1台 以上可搬式。
許可の 経緯	<当初許可> 昭和56年3月5日 <前回更新許可> 平成29年3月8日 <許可期限> 令和4年3月31日		利用者数 ・ 団体数	平成23年度 3, 495人 平成28年度 1, 898人 平成24年度 3, 713人 平成29年度 2, 539人 平成25年度 3, 439人 平成30年度 652人 平成26年度 1, 287人 平成31年度 1, 607人 平成27年度 3, 916人 令和2年度 1, 461人
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤外地			
周辺の 土地利用の 状況	・対岸の堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有地と河川側との間は、雑草が茂っている状態である。 ・上流側(北部)は軍行橋に隣接しており、橋の上流側は猪名川第1・第2運動公園として河川敷を占有している。 ・下流側は、緑地として樹木等が生い茂っている。 ・隣接する堤内地は、堤防をはさんで工業地域となっており、大型店舗がある。			
関連諸計画 における占 用地の位置 付け	・第6次総合計画では、基本方針(目指すまちの姿)を「自然にふれあえる公園や緑地・水辺があり、うるおいと安らぎが感じられるまち」とし、公園や緑地・水辺は、生活の中で安らぎや潤いを感じられる場であり、健康づくりや子どもの遊び場としての機能を有するとともに、生物の生育や生息の場としても重要であると位置づけている。 ・伊丹市生物多様性みどり基本計画 2021 では、広い草地と水辺を有する猪名川は本市の草地や湿地に生息する生き物の供給源として重要であるとともに、近隣山地と海をつなぐエコロジカルネットワークの回廊として極めて重要なところであると位置づけている。			
その他 特記事項	・昭和56年3月5日に占用許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として地域のテニス愛好者が利用している。 ・近年台風等の影響で、平成25年度、平成26年度の2年連続で、洪水があり全てのグラウンドが使用できなくなった。平成25年度の工事が終わったのが平成26年6月と7月で、やっと利用できた矢先にまた台風の影響で冠水し、わずか1ヶ月から2ヶ月で使用不可能になり、平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。 ・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国から補助を得て、平成31年3月末に復旧した。			

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 既に市街地の概成された本市では、河川敷の運動施設の代替となる施設を設置することはできない。		
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。そのような状況の中、猪名川河川敷をテニス等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄せられていた。これを受け、昭和56年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。 市民のスポーツ活動も盛んになっており、当公園も市内でテニスを楽しむ貴重な場として活用している。		
管理状況	(施設管理) ・昭和56年の設置時より、当テニスコートの利用者と組織している猪名川コミュニティテニスコート管理運営委員会にて利用者調整、施設整備等を行っている。 ・除草や増水時の工作物撤去については、指定管理者が行っている。		
	(不法占用) 利用者(管理運営委員会の会員)が毎週の利用時に現場を確認し、不法占用物件が持ち込まれないよう適正に管理している。		
	(維持管理計画) ・指定管理者による除草(6月、9月)を実施している他、随時、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。		
利用状況	(利用者・利用ルール) ・使用する者は、管理運営委員会に参加し利用することとしている。 ・土日祝は、ほぼ終日利用している。平日利用割合は、2割程度である。 ・ゴミは利用者が持ち帰ることとしている他、車両進入や火気使用、ゴルフ練習等は禁止としている。		
	(駐車場) ・6台(隣接する第1・第2運動広場と共用の駐車場。)(堤内地・河川区域外)		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取組み	(環境への配慮) ・利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 ・チガヤを繁茂させられるよう、定期的な草刈りや外来種の駆除を実施している。		
	(環境意識の啓発) ・昆虫館等とタイアップして、クリーン作戦等に取り組んでいる。 猪名川クリーン作戦:平成29年2月4日、平成30年2月17日、平成31年2月16日、 令和2年2月15日(新型コロナウイルスの影響により中止)) 学習会(生きもの観察会):平成29年12月16日 学習会(外来植物駆除体験):令和元年7月7日		

	・付近に生息している昆虫の啓発看板を設置している。 ・利用者団体による自主的な除草、清掃作業を促している。 ・令和3年度第1回保全利用委員会の開催以降、10月にテニスコート周辺の草刈りを実施した。今後の草刈りの範囲拡大等について、指定管理者と協議している。 
安全への配慮	・河川冠水時対策として、ネットフェンス等設置物は可動式にしており、年1回、撤去訓練を実施している。 ・軍行橋付近の水位が2m50cmを越えた場合に、設置物を撤去している。

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の 占用内容		➡	変更後の 占用内容			
変更要望の 内容						
内容変更の 必要性						
変更の規模						
変更場所 の範囲図					管理 体制	
占用内容 変更による 河川環境への 影響						
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み						
その他 特記事項						

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域であり、河岸にはツルヨシが繁茂している。 ・占用地付近の水域では、オイカワ、カマツカ、コウライモロコ、ギギ、カワヨシノボリ等の魚類、モノアラガイ等の貝類、スジエビ、モクズガニ等の甲殻類、ウスイロフトヒゲコカゲロウ、コガタシマトビケラ等の水生昆虫類が確認されている。 ・占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリ、草地で繁殖するセッカ等が確認されている。 ・占用地にはテニスコートが2面あり、周囲にシャリンバイ等が植栽されているほか、チガヤ群落、シバ群落、クズ群落、セイタカヨシ群落等がみられる。堤防は、外来植物のセイタカアワダチソウ群落やセイバンモロコシ群落がみられる。
自然環境上重要な場所		・占用地の河岸沿いに分布するツルヨシ群落は、これらに依存するオオヨシキリ、セッカ等の生息地になっている可能性がある。
水際の 状況	水域までの 距離	・水域までの距離:約 40m～50m ・水際にはツルヨシ群落が確認される。 ・占用地とツルヨシ群落の間にはオギ群落、カナムグラ群落、クズ群落、落葉広葉樹林のアキニレ群落等がみられる。
	水面との 高低差	約3m

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



全景(下流端付近から上流を望む)



全景(上流端付近から下流を望む)



水際の状況



チガヤ群落の状況

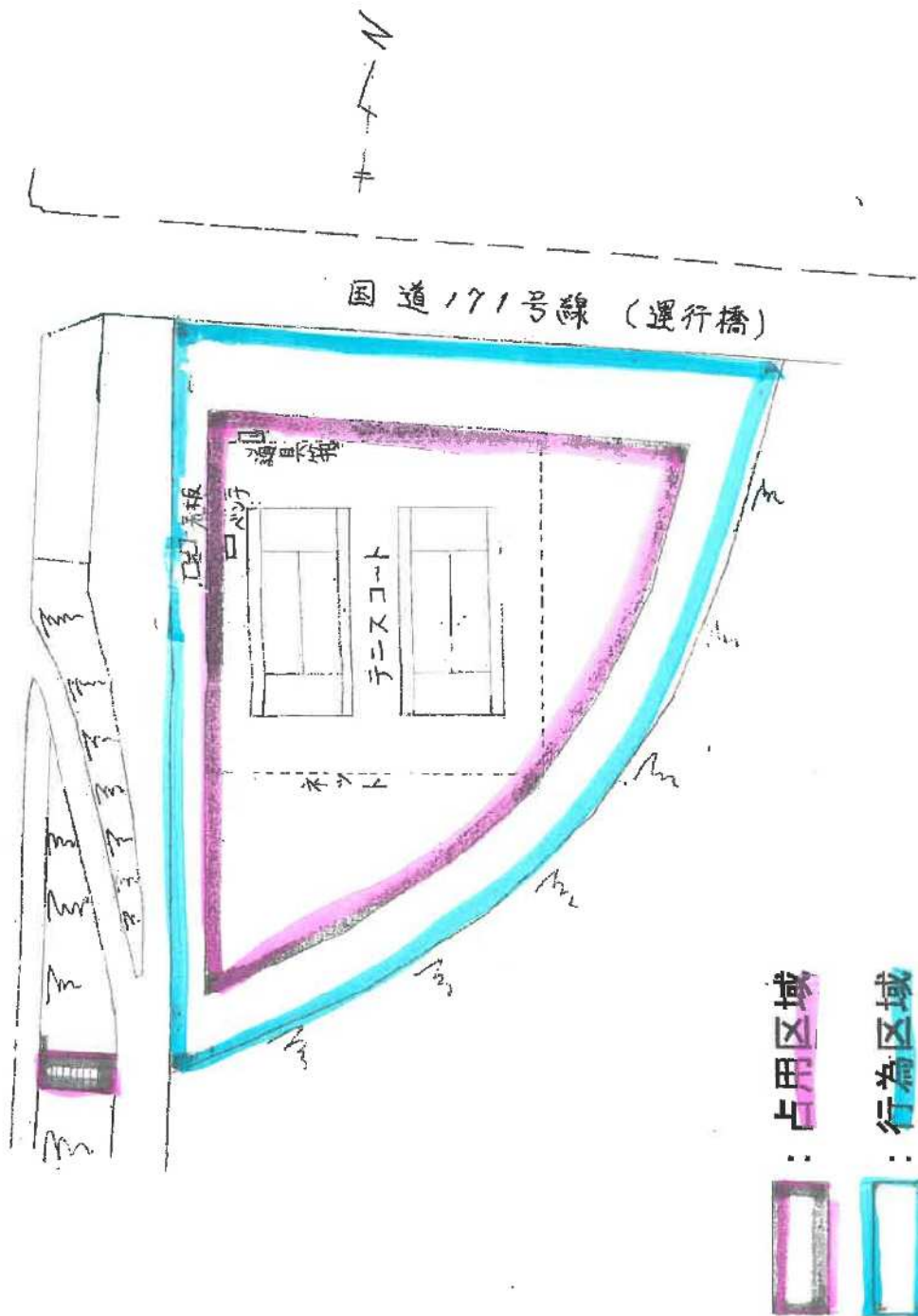


環境啓発看板の状況



利用ルール看板の状況

猪名川テニスコート平面図 1/500



河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	占用地周辺は自然の状態である	○	占用区域の周辺については保全が図られている	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	占用地の一部は自然の形で残している	△	周辺は保全は図られているが、テニスコート自体は連続性等に配慮されているものではない	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない —: 該当する工作物がない	—	市として舗装等していない	—	舗装は実施されていない	
	環境保全への啓発 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	環境啓発看板を設置している	○	環境啓発看板が設置されている	
環境意識の啓発 B	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	昆虫館とタイアップして、クリーン作戦等清掃・学習会に取り組んでいる	○	環境学習会、清掃活動に取り組まれている	
生物多様性の保全・再生								

河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○: 川とふれあう施設である △: どちらともいえない ×: 川とふれあう施設ではない	×	右岸側は茂みがあり危険な状態であるため	×	川とのふれあい は図られていない	
	利用状況 の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○: 把握している △: ある程度の推定はできる ×: 把握していない	○	毎年施設利用報告を行っている	○	テニスコートの利用者数は把握されている	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○: 定めている △: 定めているが不十分 ×: 定めていない	○	利用者が気持ちよく使えるよう利用上のルールを定め看板で明示している。 ゴミは利用者が持ち帰ることとしている他、車両進入や火気使用、ゴルフ練習等は禁止している。	○	利用ルールは定められている	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○: 明示している △: 一部明示している ×: 明示していない	△	看板等で明示しているが、経年劣化により文字が見えにくくなっているため、今年度中に修繕する。	△	利用ルールの看板は劣化しており、読み取れない	
公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか		○: 排他・独占的な利用はない △: どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある	○	運営委員会に加盟し、利用調整にて利用日を決めている	○	運営委員会会則により加盟条件に排他性がないことを確認した	
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○: 十分配慮している △: 配慮しているが不十分 ×: 配慮が全く不足している、無配慮 ―: 駐車場はない	―	河川敷内には駐車場はない	―	河川区域内には駐車場はない	
	設置のたのめ の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○: 十分検討している △: 検討しているが不十分、現在検討中 ×: 検討が全く不足している、未検討 ―: 設置の要望や計画がない	△	環境学習の目的であれば、一部河川敷での駐車車を認めている。その際の出入動線、安全対策、不法侵入対策等実施済み	△	駐車場の設置要望はあるが、具体の計画には至っていない	
川の利用と責任 C								

河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	施設の管理、利用調整は管理運営委員会で行っている。 管理運営委員会の会員が施設の不具合や不占物件を発見した際は、スポーツ振興課に連絡することとしている。 除草、河川増水等工作物撤去計画・実施については、指定管理者が行っている。	○	管理、利用調整等は利用者による管理運営委員会が実施し、除草、出水対応等が指定管理者が実施している	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	指定管理者管理業務年間スケジュール 5月 撤去訓練 6月 除草 9月 除草 (状況により柔軟に対応)	○	指定管理者により適正な管理が実施されている	
	不法占用 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占用の実態がある	○	利用者(管理運営委員会の会員)が毎週の利用時に現場を確認し、不法占用物件を持ち込まれないよう適正に管理している。	○	不法占用はない	

取組状況報告書 伊丹市立猪名川テニスコート(伊丹市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H28年度第2回)	中間報告時の市の回答 (H30年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	小学3年生の環境体験学習の場としての実績をあげると。	H29年度も引き続き環境学習を行った。今年度は豪雨の被害を受けていて実施は難しいが、復旧後継続して行っていくたい。	小学3年生の環境体験学習には位置づけていないが、河川シンジャーと連携し、環境学習会(外来植物の駆除体験)を令和元年7月7日に実施した。その他随時軟式少年野球チームを主とした清掃活動を通じた環境学習を行っている。		
2	行為区域部分も占用区域同様に整備していただきたい。	占用区域だけでなく、行為区域部分についても、年に数回除草を実施している。	占用区域だけでなく、行為区域部分についても、年に数回草刈りを実施している。		
3	占用区域以外の部分についても、環境学習の場に相応しい環境整備を河川管理者にお願いする。	環境整備については、河川管理者と共に、整備について前向きに協議を行っている。	環境整備について検討を行っていたが、現状として定期的な草刈りに対応している。 当面、基本的には草原の中で子どもたちが学習できる環境を維持しつつ環境学習の実績を重ねていきたい。		

4	他の占有地の方が、環境学習の場に相応しいのではないか。	現在の占有地付近で環境学習を行いたい。占有地に近い場所を環境学習の場として整備すること、スポーツ団体だけでなく、幅広い方に環境学習に参加いただくと考えるため。	引き続き現在の占有地付近で環境学習を行いたい。 当該占有地付近には、チガヤの分布もあり、外来種等もあるため、幅広く環境学習の場として活用できると考える。		
5	環境学習に生物多様性の視点をに入れていただきたい。	片内（昆虫館、みどり自然課、公園課、生活環境課等）、片外（河川レンジャー等）と連携し、生物多様性の学習を取り入れられるよう検討していきたい。	近年は清掃活動を通じた環境学習しか実施できていない。 片内（昆虫館、みどり自然課、公園課、生活環境課等）、片外（河川レンジャー等）と連携し、過去実績のある「昆虫観察会」や「冬のいきもの観察会」等のような催しを生物多様性の視点を取り入れつつ、周辺環境を活かしながら実施していきたい。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H30年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	チガヤがとても良い状態であり、環境学習に適しているので、チガヤ草原を管理していただきたい。	チガヤを繁茂させられるよう、定期的な草刈り作業（基本的に6月、9月に実施。その他随時。）や外来種の駆除（令和元年7月7日の外来種駆除体験会）などを実施した。		

個別占用案件のカルテ（許可更新）

③ 尼崎市農業公園（尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	尼崎市農業公園		
2.今回申請種別	審議案件		
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 4.6km～4.8k+100m 目的：公園（農業公園） 占有面積：2,971.66 m ² 工作物：階段4箇所、記念碑、進上路、通路等 ＜当初許可＞ 昭和57年 1月27日 ＜前回更新許可＞ 平成29年 3月30日 ＜許可期限＞ 令和4年 3月31日		
4.許可の経緯	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり		7.保全利用 委員会による 参考意見
5.現況写真	(施設内の状況) 別紙のとおり		
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)	公園入口付近の未許可工作物（石積擁壁、樹木、柵、看板） について、今回の更新において占有物件に追加が必要。		8.処理

＜補足＞・A4横書き1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み（1～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成）
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

現況写真



①下流端より上流方向を望む



②中ほどの階段付近より上流方向を望む



③坂路付近より上流方向を望む



④上流端より下流方向を望む



⑤ウメの伐採後の状況



⑥新設された階段の状況

取組状況報告書 尼崎市農業公園(尼崎市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H28年度第1回)	中間報告時の市の回答 (R1 年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	アラカシを適切に管理して欲しい。伐採が望ましい。	堤防の法面は定期的な草地管理(刈り込み)を行い法面上のアラカシ等の高木については剪定を実施するなど適正な管理を行っていたが、昨年の台風で公園内の樹木が多数倒れるなどの被害を受けた。昨年度は倒木等の処理を行うとともに、公園へのアプローチの導線となり損傷が進んでいた堤防法面の補強を目的に階段を設置した。	堤防の法面は定期的な草地管理(刈り込み)を行い、河川管理者により指摘されたウメについては伐採を行った。また、ウメを伐採することで、アラカシが成育を阻害する樹木がなくなったため、アラカシは伐採していない。アラカシを含めその他の高木については剪定を実施するなど、適正に管理を行っている。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (R1 年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	堤防敷きの樹木については、堤防定規断面との関係を確認の上、占用者と対応を協議すること。	堤防敷きの樹木については、河川管理者にて現地確認した結果、伐採対象として指摘を受けた堤防法面のウメ3本については伐採を行った。		
2	ウメの生育にも考慮し、アラカシを適切に管理すること。	ウメを伐採したことで、アラカシが成育を大きく阻害する樹木がなくなったため、アラカシは伐採せず、剪定を実施するなど適切に管理を行っている。		
3	坂路付近の堤防法面のチガヤは良好な状態にある。	堤防法面については引き続き定期的な草地管理(刈り込み)を行っている。		

【参考資料】

【尼崎市農業公園】 堤防裏法尻付近の樹木（現地確認結果）



写真1 尼崎市農業公園（近「ア」付近）



写真2 尼崎市農業公園（園路付近）

令和元年度第2回
猪名川・蔵川保全利用委員会
報告資料2

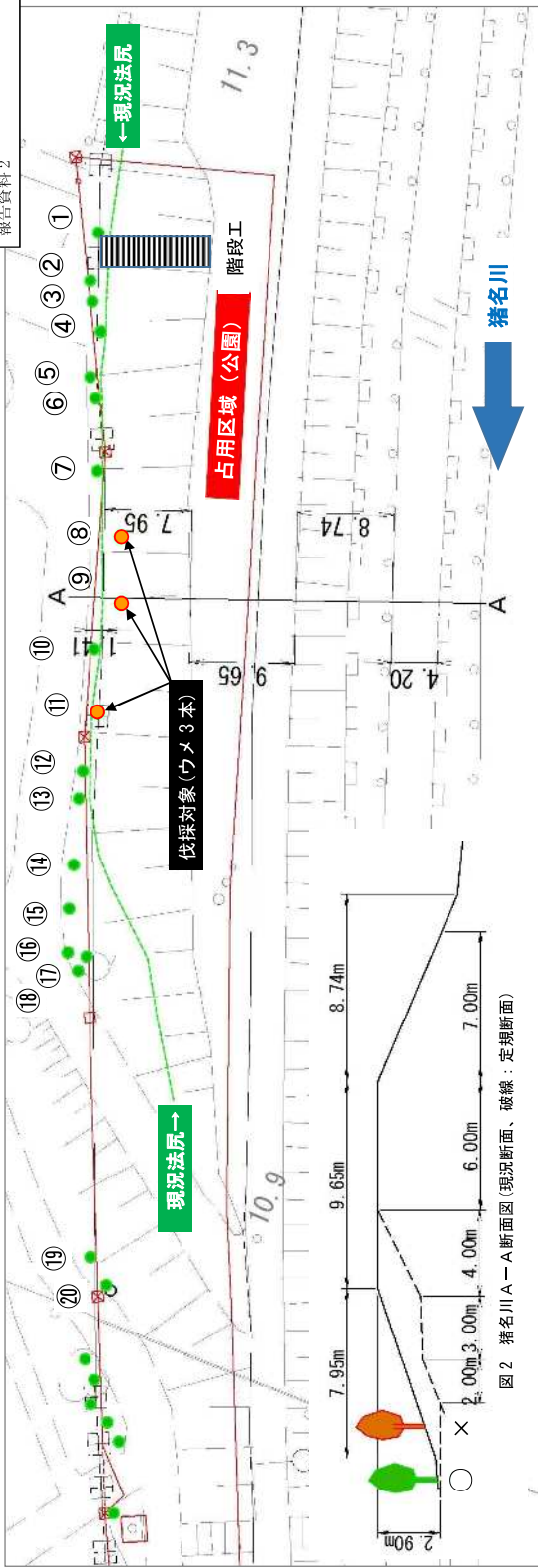


図1 猪名川平面図（農業公園付近）

表1 樹木諸元一覧表

番号	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
河川区域内：×、外：○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×
堤防法面内：×、外：○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
種名	クスノキ	クスノキ	クスノキ	キンモクセイ	キンモクセイ	キンモクセイ	キンモクセイ	キンモクセイ	キンモクセイ	キンモクセイ	ウメ	ウメ	ウメ	ウメ	アサギ	アサギ	アサギ	アサギ	アサギ	ウメ

表2 樹木写真一覧（1/2） ※写真中のポールは現況法尻位置

番号	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
写真										
種名	クスノキ	クスノキ	クスノキ	キンモクセイ	キンモクセイ	キンモクセイ	キンモクセイ	キンモクセイ	キンモクセイ	ウメ

表3 樹木写真一覧（2/2）

番号	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
写真										
種名	ウメ	ウメ	ウメ	アサギ	アサギ	アサギ	ウメ	ウメ	アサギ	ウメ

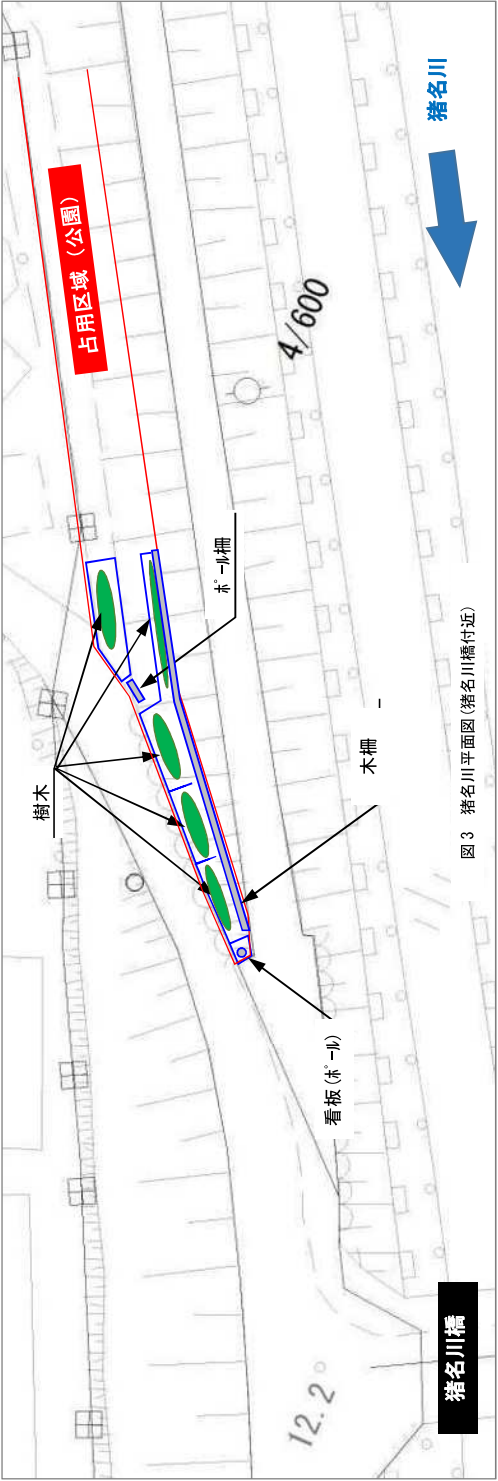
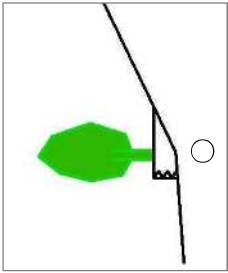


図 4 断面図 (石積擁壁付近)



〔占用物件〕

- ① 石積擁壁：L=58.6m、H=1.3～0.2m



- ② 樹木：マメツグ（H=2m、約 40 本）



- ③ 柵：木柵（L=28m、H=0.7m）、ポール柵（4 本、H=0.7m、φ=0.8m）



- ④ 看板：ポール看板（H=1.8m、φ=0.15m）